

2025年10月2日

Press Release
報道関係各位

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

**休眠預金等活用法に基づく資金分配団体の決定について
～2025年度通常枠〈第1回〉の助成対象事業を選定～**

一般財団法人日本民間公益活動連携機構（所在地：東京都千代田区、理事長：二宮 雅也、英文名：Japan Network for Public Interest Activities、略称：JANPIA）は、2025年度通常枠〈第1回〉の休眠預金等活用法に基づく資金分配団体を決定しました。

今回、65事業（64団体）の申請があり、審査の結果、10事業（10団体）、最長3か年の助成総額約17.02億円を選定しました。

※申請事業区分別の資金分配団体名とその事業名は別表の通りです。

資金分配団体は、休眠預金等の活用対象となる事業領域において、社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向けた事業を企画・設計し、民間公益活動を行う団体（実行団体）を公募により選定、助成等の資金支援及び経営・人材支援等の非資金的支援を伴走型で提供します。

今後、各資金分配団体は、実行団体の公募、審査、選定を行い、実行団体が次年度より活動を開始する見込みです。なお、各資金分配団体の事業の詳細や実行団体の公募などの情報は、順次 JANPIA のウェブサイトや休眠預金活用プラットフォームにて公表予定です。

今後のスケジュール（予定）

資金分配団体による実行団体の公募・選定	11月下旬以降 各資金分配団体において体制が整い次第順次開始
資金分配団体から実行団体への助成金交付 ～実行団体における事業開始	実行団体選定後順次実施

＜本件に関する報道関係からのお問い合わせ先＞
一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）

企画広報部

TEL：03-5511-2026

Mail：info@janpia.or.jp

(別表) 選定された資金分配団体とその申請事業名一覧

団体名	申請事業名	助成予定額
草の根活動支援事業 全国 4 事業		
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会	ケアリーバーに対する食料支援モデル構築事業	1.00 億円
更生保護法人 日本更生保護協会	刑務所出所者等の住居確保と暮らしを支えるネットワーク構築事業	0.99 億円
公益財団法人 パブリックリソース財団 *	子どもシェルター新設事業 第2フェーズ～虐待などで家に居場所がない10代の子ども・若者に緊急避難と支援の場を～	1.30 億円
公益社団法人 ユニバーサル志縁センター	親に頼れない若者の独り立ちサポート	1.00 億円
草の根活動支援事業 地域 2 事業		
一般財団法人 大阪府人権協会	当事者が孤立せず暮らせるまちにするための人権プラットフォームづくり～社会的排除や孤立から脱し、誰もが尊重され地域でわたしらしく生きる仕組みづくり～	0.99 億円
公益財団法人 みらいファンド沖縄	誰もがつながりと出番をみつけられ、リンクワーカーがともに育つ居場所事業～ハイリスクアプローチからポピュレーションアプローチへの転換を目指す連携づくり～	2.04 億円
イノベーション企画支援事業 4 事業		
特定非営利活動法人 エティック *	高校生・若者と地域の起業を増やす社会基盤形成プロジェクト～若者が環境に左右されず事業を生み出せるようになる「実践型起業支援モデル」の展開～	1.97 億円
公益社団法人 子どもの発達科学研究所 ★*	不登校支援に「サイエンス」を～「根拠に基づく自分に合った支援」を受けられる環境を、全ての子どもに～	3.24 億円
一般社団法人 全国食支援活動協力会	「食支援を通じた官民協働による物流支援構築プロジェクト」～企業側の負担を軽減しながらも食料品を安定的に提供するための集約型による物流システムの開発事業～	1.89 億円
一般社団法人 ソーシャル・イノベーション・パートナーズ	就労が困難な若年層に対する支援を行う団体向け事業	2.58 億円

※ 団体名に「*」があるものは、他団体とのコンソーシアム申請にて選定された団体です。

※ 団体名に「★」があるものは、資金分配団体(コンソーシアム申請の場合は「幹事団体」として初選定の団体です)

※ 助成予定額は億円単位で表示し、百万円未満を四捨五入しています。

その他の申請団体の情報は、[JANPIA のサイト](#)に掲載しています。



[審査のポイントについて]～審査会議における審査委員コメントから

●採択となった申請事業で評価された点

- ①事業対象となる社会課題や対象分野・地域で活動するアクター、関連する制度・行政の現状・課題が事前のリサーチなどにより具体的に把握されている点
- ②社会課題の解決に向けた事業のロジック（こういう課題に対して、現場の実情を踏まえると、こういう打ち手が有効であると考えられる、その結果がこういうように課題解決につながる…といったシナリオ）が十分に検討されて示されている点
- ③資金分配団体自身が有する、事業対象領域の専門性や、人的ネットワーク、伴走支援における実績や支援の専門性等を活かした事業内容となっている点
- ④事業終了後のその先を見据えて、助成先の実行団体の活動の出口戦略（資金面、人的資本、事業継続性等）が明確に意識され、行政や他の関連機関との連携なども含めて具体的に計画されている点
- ⑤実行団体以外にも波及効果が期待される事業となっている点（他地域への展開が事業アプローチに組み込まれている、成果発信が計画に位置付けられている等）

●採択に至らなかった主な理由

- ①取り組む事業内容が休眠預金活用事業の趣旨に合致していない（「優先的に解決すべき社会の諸課題」（3領域8項目）への合致度が低い、行政や民間企業により既に取り組まれているなど）
- ②実行団体が本制度を活用して新たに取り組もうとする事業に対し、資金支援・非資金的支援を一体的に行うような事業設定となっていない（資金分配団体の事業をフランチャイズ的に広げる計画のような、実行団体による創意工夫の余地が少なくなる事業設計としているケースや、資金分配団体が従前より行っている営利事業の拡大に助成金を活用するような誤解を与えかねない内容となっているケースについても、審査の過程において懸念が示された）
- ③1事業あたりの申請額の目安（草の根活動支援：1億円、ソーシャルビジネス形成支援、イノベーション企画支援、災害支援：2億円）を大幅に超過しているが、その理由について明確な説明がない（公募要領に申請額の目安を超過する場合にはその理由を事業計画書補足資料に記載するとの明示あり）
- ④過去に休眠預金活用事業を実施した団体による申請事業において、過年度事業からの発展性や申請事業終了後の出口戦略（資金面、人的資本、事業継続性等）が明確に示されていないケース。これまでに休眠預金活用事業での採択の実績がない、新たに申請をいただいた団体からの申請事業においても出口戦略が曖昧、または明確に示されていないケース
- ⑤事業実施体制（要員体制、ガバナンス・コンプライアンス体制）が助成規模に見合ったものとなっていないと判断されるケース